

春は異動の季節、 国民健康保険（国保） の手続きを忘れずに

■国保加入の届け出は？

川越市に転入したり、会社などを退職したりして健康保険に加入していない方は、国保に加入する届け出をしてください。国保の加入は、転入した日または他の健康保険を喪失した日からとなります。ただし、退職後も会社の健康保険に継続加入できる制度があります。詳しくは、勤務先の健康保険担当者にお尋ねください。

届け出に必要な物

①健康保険資格喪失証明書：

今まで加入していた健康保険を喪失した証明書

②国民健康保険証：現在世帯

内に国保の加入者がいる場合、その加入している方の保険証

③運転免許証またはパスポート：お持ちの方

*現在、厚生年金や共済年金を受給している昭和七年十月一日以降に生まれた方（老人保健受給者を除く）は、年金加入期間が一定以上であれば

退職者医療制度での国保加入となります。厚生年金などの加入期間が記載されている年金証書も、いっしょに持参してください。

■国保喪失の届け出は？

国保に加入していて、就職などにより会社の健康保険に加入した場合は、国保喪失の届け出をしてください。

届け出に必要な物

①新たに加入した健康保険証

②今まで使用していた国民健康保険証

■届け出窓口

国保加入・喪失とも、国保年金課（本庁舎二階）・出張所・連絡所。

問い合わせ：国保年金課国保

資格係・TEL内線2479

健康ふれあい入浴券 を発行します

市内在住の六十五歳以上の方に、入浴施設利用料金の一部を補助する「平成十九年度健康ふれあい入浴利用券」を発行します。この券が利用できるのは、四月一日(日)以降となりますので、ご注意ください。

補助額：一回二百円（十二回分）。ただし、一般公衆浴場の旭湯は、一回三百円

利用可能施設：旭湯・川越湯遊ランド・湯楽の里川越店

（以上川越市）、天然温泉ふるさとの湯（坂戸市）、富士見ランドセンター（富士見市）、平成楼（嵐山町）

申し込み：年齢が確認できる物（保険証・運転免許証など）を持参して、高齢者いきがい課（本庁舎一階）・出張所・連絡所

問い合わせ：高齢者いきがい課高齢者いきがい担当・TEL内線2553

在宅高齢者に 居室改善費を助成

手すりの取り付け▼床の段差解消や滑り防止のための床材の変更▼浴槽と洗い場の高低差の改善など

高齢者の皆さんが自宅で生活するために、居室の改善を行う場合に経費を助成します。

対象

市内に住所がある在宅の六十五歳以上で、次の要件を満たす。

たす方。

①介護保険の受給対象でない

②世帯生計中心者の前年分（平成18年分）の所得税額が二十万円以下

助成額

対象経費の三分の二以内で、限度額三十万円。

*助成決定前の工事着手は、助成の対象になりません。

*申請は、四月二日(月)から受け付けます。

問い合わせ：高齢者いきがい課高齢者いきがい担当・TEL内線2551

「川越シャトル」の お知らせ

特別乗車証をお持ちの方の運賃が一部変更されます

四月一日(日)から、高齢者の特別乗車証を持つ七十歳〜七十九歳の方は、一回乗車につき、百円になります。なお、高齢者の特別乗車証を持つ方を対象にした川越シャトル一日乗車券（三百円）を車内で販売しています。どうぞ、ご利用ください。

*この一日乗車券を購入する際には、特別乗車証の提示が必要です。

必要です。

また、七十歳以上の方と障害者の特別乗車証の更新を受け付けています。更新の受付場所など、詳しくは二月二十五日発行の広報川越をご覧ください。

車いす対応バス停の増設

21〜23系統の次の停留所は、終日車いすの利用が可能になりました。

川越駅西口▼川越福祉センター入口▼河岸街道▼南大塚駅北口▼豊田町公民館▼泉福寺▼卸売市場▼大袋▼豊田本橋

詳しい路線図と時刻表は、昨年十一月十日発行の広報川越と同時配付した、「市内循環バス「川越シャトル」の路線のお知らせ」をご覧ください。

問い合わせ：川越シャトル全般

②総合交通政策課都市交通政策担当・TEL内線326

1▼70歳以上の方の特別乗車証

②高齢者いきがい課高齢者いきがい担当・TEL内線2553

▼障害者の特別乗車証

②障害者福祉課管理係・TEL内線2541

国民年金のお知らせ

国民年金保険料について

四月から来年三月までの国民年金保険料は、月額一万四千百円（年額十六万九千二百円）です。

保険料をまとめて前払い（前納）すると、割り引きされる制度があります。

納付書で納める場合の割引

国民年金保険料の納付書は、社会保険事務所から四月上旬に送付されます。届かない場合は、川越社会保険事務所（TEL 242・2345）に

お尋ねください。

一年前納：十六万六千二百円

（割引額＝三千円）、納期は

5月1日（火）まで

半年前納：八万三千九百十円

（割引額＝六百九十円）、納

期は、前期分が5月1日（火）

まで、後期分は10月31日（水）

まで

年度途中から来年三月まで前

納：割引額は五十～二千五

百十円（納める月が早いほ

ど割引が大きくなります）、

納期は、前納しようとする

月の末日まで

口座振替で納める場合の割引

一年前納：十六万五千六百五

十円（割引額＝三千五百五

十円）、引き落としは5月

1日（火）

半年前納：八万三千六百四十

円（割引額＝九百六十円）、

引き落としは、前期分が5

月1日（火）、後期分が10月31

日（水）

当月引き落とし：一万四千五

十円（割引額＝五十円）、

引き落としは当月末日

* 口座振替については、一月

二十五日発行の広報川越をご

覧ください。

学生納付特例申請

新年度の申請が始まりま

す。二十歳以上の学生で本人

の所得が少なく、保険料の支

払いが困難な場合に保険料を

後払いできます。前年度特例

を受け、引き続き希望する方

も申請が必要です。

対象：大学・短大・高校・高

等専門学校・専修学校など

に在学する二十歳以上の学

生（所得制限あり）

年金額への影響：老齢基礎年

金額には反映されません

が、老齢・障害・遺族基礎

年金を受けるための要件に

算入されます。納付特例期

市民大学講座・ふるさとカレッジ 手話講座 ～入門編～

南公民館・TEL243-0038

手話の基礎的知識・技術の習得を通じて、聴覚障害者への理解を深めます。

日 程	内 容
4月24日（火）	開講式・受講の動機
5月 1日（火）	つたえあってみようⅠ
8日（火）	つたえあってみようⅡ
15日（火）	自己紹介（名前を紹介）
22日（火）	自己紹介（家族を紹介）
29日（火）	自己紹介（趣味について）
6月 5日（火）	自己紹介（数字を使って）
12日（火）	特別講演Ⅰ（公開講座）
19日（火）	自己紹介（仕事について）
26日（火）	自己紹介をしましょう（まとめ）
7月 3日（火）	話しかけてみましょう①
10日（火）	話しかけてみましょう②
17日（火）	話しかけてみましょう③
24日（火）	特別講演Ⅱ
31日（火）	話しかけてみましょう④
8月 7日（火）	話しかけてみましょう⑤
21日（火）	話し合ってみましょう①
28日（火）	話し合ってみましょう②
9月 4日（火）	話し合ってみましょう③
11日（火）	閉校式・交流会

時間…午後1時30分～3時30分 **会場**…南公民館
対象…手話講座を初めて受ける市内在住・在勤
定員…30人（抽せん） **経費**…1,300円（テキスト代ほか）
申し込み…往復ハガキに講座名・郵便番号・住所・氏名（ふりがな）・年齢・電話番号を明記し、4月9日（月）（必着）までに、〒350-1124新宿町1丁目17-7・南公民館（10日（火）、午前10時から公開抽せん）

重度心身障害者医療費 支給制度について

身体障害者手帳一級から四級、療育手帳（みどりの手帳）
 ④・A・Bのいずれかを持つ方が、医療機関などにかかったときの保険診療による一部負担金など（入院時の食事療養標準負担額を含む）を支給する制度です。

まだ、登録申請をしていない方は、健康保険証・身体障害者手帳または療育手帳・預金通帳（郵便局を除く）・印鑑を持参し、福祉医療課（本庁舎二階）で手続きをしてください。

問い合わせ：福祉医療課福祉医療係・TEL内線2531

間の保険料については、十年間追納できます（三年目から加算金が付きます）
用意する物：学生証（新しい学年の物）または在学証明書・年金手帳・印鑑
受け付け：国保年金課（本庁舎二階）・出張所・連絡所
 問い合わせ：国保年金課国民年金係・TEL内線2481